

第 21 期（平成 30～令和 2 年度）第 6 回

公設地方卸売市場運営審議会議事録

日時：令和 2 年 6 月 4 日（木）13 時 30 分～

場所：苫小牧市職員会館 304 号室

○事務局（伊藤場長）

本日は大変お忙しい中、お集まり頂きまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会を開催したいと思います。

開催にあたりまして、産業経済部長の金谷よりご挨拶をいたします。よろしくお願ひ致します。

○事務局（金谷部長）

皆さん、こんにちは。産業経済部長の金谷でございます。本日は大変お忙しい中、本審議会にご出席していただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、日頃から本市卸売市場に対しご理解とご協力を賜りまして感謝申し上げます。

また現在新型コロナウイルスに関しまして、日本におきましては、ようやく緊急事態宣言が解除されましたが、収束の目途が見通せず休業要請や外出自粛要請による影響が続く中、感染防止対策に努め食料品等の安定供給にご尽力頂いておりますことに、併せて感謝を申し上げます。

さて、卸売市場法改正に伴う業務規程の改定につきましては、昨年 11 月以降、意見交換会や、関係者会議等で市場関係者からご意見を伺い、改正案をまとめさせていただきました。

また、青果部の土地の一部を有料貸付することについても、併せて本日 2 件の議事案件がございます。

委員の皆様におかれましては、感染防止の観点から限られた時間とさせていただきますが、貴重なご意見やご助言をいただきますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

○事務局（伊藤場長）

令和2年4月1日付で事務局職員の人事異動がございましたので、ここでご紹介させていただきます。

○事務局（白川次長・紺世主査・伊藤主事）

各々挨拶

○事務局（伊藤場長）

それでは初めに事務局の方から出欠の報告、資料の確認をさせていただきます。

○事務局（紺世主査）

本日の会議には審議会委員16名中9名の出席を頂いております。

本日の資料でございますが、お手元には座席表と出席委員名簿を配布しております。会議の資料につきましては、案内に送付した資料の持参をお願いしておりました。お持ちにならなかった方がいらっしゃいましたらお申付けくださいますようお願い致します。いらっしゃいますでしょうか。

○事務局（伊藤場長）

それでは只今から会議を始めますが、会議の議長につきましては業務規程によりまして本審議会の会長が務める事になっております。従いまして市町会長に議事進行をお願い致します。市町会長よろしくお願い致します。

●（議長）市町会長

それでは本日の議題に入ります。

新型コロナウイルス感染防止の観点から可能な限り短時間で終了したいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

始めに報告事項1 苫小牧市公設地方卸売市場審議会委員の変更について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（伊藤場長）

それでは資料1、報告事項をご覧ください。先だって苫小牧中央花卉株式会社 代表取締役 島 忠義様ご退職によりまして、新たに就任されました藤田 健太様に委員を委嘱いたしましたので、報告させていただきます。

それでは、新しく就任されました藤田委員から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

●藤田委員

皆様はじめまして。苫小牧中央花卉の藤田です。この度就任いたしまして、分らない事が沢山あると思いますが、一生懸命頑張りますので、今後ともよろしく願います。

●（議長）市町会長

次に議事事項1 苫小牧公設地方卸売市場業務規程の一部改定（案）について事務局より説明をお願いします。

○事務局（伊藤場長）

それでは説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料2と書かれました議事事項1 苫小牧公設地方卸売市場業務規程の一部改定（案）をご覧ください。卸売市場法の改正に伴いまして関係者の意見を伺いながら下記のように改正案を協議させていただきました。今回の資料については概要版並びに新旧対象表、今後の予定表を別紙として添付させていただいております。本日は時間の関係もございますので、別紙1の概要版に基づいてご説明をさせていただきたいと思えます。①卸売市場法改正に関わる業務規程の改正について（概要版）と書かれた用紙をご覧ください。別紙1でございます。

今回卸売市場法の改正がございまして、大きく分けて2つの改正になります。

（1）と書かれました市場開設手続きの見直しでございます。

これは今までの市場開設が許可制から認定制に移行されたということでございます。

イ）卸売業者に係る許可制度の廃止とありますが、今までは道の許可をしております

が、これが市の許可に変わるというところが大きな改正でございます。

これに伴いまして当市場も改めて認定を受ける必要が出てまいりました。

（2）でございますが、これに伴いまして取引規制を次の共通ルール6つのルールに限定されたものになります。共通ルールを書いておりますが、主に共通ルールが追加されたという事でございます。この中で⑥でございますが、その他の取引ルールの公表というのがございまして、その他これ以外のルールを定める場合は取引参加者の意見を聴いたうえで定めなさいということになっています。当市としましては昨年11月から卸売会社、または仲卸会社さんとのヒアリング等を開始しまして、卸会社、または仲卸会社さんにつきましてははっきり、また取引参加者、出荷者、買受人等にも入っていただきながら、のべ5回話し合いの場を設けていただきました。水産部につきましては、また独自にこの他にも数回お話する場を設けていただき本日の案を作らせていただいたものです。

余談になりますが、業務規程の改正の方向性でございますが、市の条例につきましては、地方自治法に定める事案に対する事項といたしまして、その他の事は業務規程で定

めるように作らせていただいております。法の規制緩和の趣旨を勘案いたしまして、取引ルールは出来るだけ市の方では定められないような形を取りまして、業者間の契約や要綱等に定めるように改正をさせていただきます。

次のページをご覧ください。業務規程等の改正内容（骨子）と書かれていますが、これが主な今回の改正内容でございます。この中で、今回改正の中で大きな変更というところでは3段目と4段目に書かれていますが第三者販売の規制緩和が行われました。これにつきましては卸売業者の第三者販売、今までは場外につきましては予め市の方に、申請書を出していただいていた承認を受けなければすることが出来なかったのですが、これにつきましては今後は事後報告、実績報告書により市に報告していただければ市場外は第三者販売を行う事が出来る、市場内についても一部緩和している、というふうに改正になっております。また市場内につきましては基本的には仲卸業者さん買受人さん以外の方には販売してはならないという条項がございまして、市場内については今まで三項目、例えば残品とか契約に基づく部分については但し書きとして構わないですよ、今回の改正で市が主催する行事ですとか災害発生時には行う事が出来る、市場外についても一部緩和しております。

もう一つ仲卸業者さんの規制についても、大きく変わっておりまして、5段目と6段目の仲卸業務の規則が書かれていますが、これは今までは一般的には直荷引きについては原則禁止でございましたが、これについて卸売業者に規制を緩和したところでございます。これについては市場で販売した時は市長に報告していただければいいですよという形に改正をさせていただきます。またこれに伴いまして仲卸さんも市場で販売する事が可能になりましたので、市場で販売した場合には使用料として仲卸市場使用料というのを新設いたしまして卸売会社以外の方から買付けたものについては販売手数料をいただくというような使用料を新設したところでございます。

最後になりますが、その他、いろいろ開場とか自己買付とか下見とかいろいろ規定があったのですが、これにつきましては市の規定からは削除させていただいて、いろいろ業者間の中で決めていただく、という内容に改正をさせていただきます。詳しい内容につきましては添付しました資料等を見ていただければと思います。最後に別紙3と書かれた1枚ものの新旧対照表のあとに3と書かれた業務規程の改正と書かれた今後の予定表があります。今日の市場運営審議会が書かれていますが、今後の予定になりますが、今回の審議会で承認がいただければ、決裁や公表等の諸手続き等を経て、先ほど冒頭で話しました北海道の方に認定の申請をさせていただきます。

また、これに伴いまして、卸売会社の方につきましては、市の方に卸売業務申請をしていただく事になります。セリ人も含めてさせていただきます。

その他買受人、仲卸人、付属営業人につきましては基本的に自動継続させていただきますので、申請等は不要になっております。最終的に審議会等にも報告させていただいた後には、最終的には6月21日に、地方卸売市場の認定をいただく予定でございます。

卸売業者の許可、セリ人の登録につきましても21日付で許可を出す予定になっておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。以上でございます。

●（議長）市町会長

只今の事務局の方からご説明がございましたが、これにつきまして、ご意見ご質問等がございましたら、お伺いしたいと思います。

（意見・質問等無し）

ないようでしたら、議事事項1につきましては承認ということにさせていただきます。

続きまして、議事事項2番目、土地（青果部）の一部を普通財産に転換し有料貸付する件につきまして事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（伊藤場長）

資料の後ろの方につけております資料3という様式をみてください。土地（青果部）の一部について普通財産に転換し、有料貸付することについてという1枚ものです。あとは図面がついております。この資料をご覧いただきたいと思います。このことにつきましては5月18日付で青果部でございますが、土地の一部を借用したいという申し出がございました。これにつきましては、申請者については、加藤運輸さんです。加藤運輸さんにつきましては、申請理由のところに書かれていますが、昨年度仲卸業者として参入している東北青果の親会社でございます。将来的にも関連事業者として申請させていただきたいという考えを持っている方でございます。今回土地の一部を駐車場にして借用させていただいて、またこの市場とうまく輸送部門で影響させていただいて、本州への品揃えの充実を図りたいという目的で申請されたものでございます。

土地の借用場所でございますが、この図面にありますように旧通路用地として今は使われていない場所なので、ここを有料で貸して欲しいという申し出でございます。有料でございますので、月額としましては約7万8千円位で市の規定では貸す事になっておりまして、これについては市場会計になります。

実は同様のケースで29年4月に、反対側のぷらっとみなと市場さんの方にも有料で駐車場を貸付している経過がございましたので、今回審議会の方に諮らせていただいて、議案にさせていただきました。

尚、青果の事業者につきましては5月22日に関係者の方に集まらせていただきまして、今回の話をさせていただいて、了承を得ております。

以上でございます。

●（議長）市町会長

ありがとうございます。只今の議事事項につきまして事務局から説明がございましたが、これにつきまして、ご意見ご質問等がございましたら、お伺いします。ございませんでしょうか。

（意見・質問等無し）

よろしいでしょうか。議事事項2についても承認という形にさせていただきます。それでは報告及び議事につきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお受けしたいと思えます。

（意見無し）

事務局の方から何かございますか。

○事務局（伊藤場長）

特にございません。

●（議長）市町会長

無いようですのでございますので、コロナの関係もございまして大変短い時間でございますが、本日の運営審議会を終了いたします。ご協力誠にありがとうございました。

以 上